

信州大学と明治大学との連携・協力に関する協定

信州大学と明治大学（以下「両大学」という。）とは、相互の研究開発能力のほか人材等の総合力を活用することにより、両大学の連携・協力を促進し、共同研究の推進及び信州地域の活性化に重要な役割を果たすため、平成 20 年 1 月 17 日付「信州大学と明治大学との連携・協力に関する協定書」（平成 29 年 4 月 1 日最終更新）を更新し、次のとおり、連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、両大学間における従来の個別の共同研究プロジェクトによる協力関係を、大学間の地域貢献パートナーシップに発展させることにより、共同研究の推進、地域産業にかかわる人材育成、地域活性化事業への共同参画等、地域貢献及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（目的達成への努力）

第 2 条 両大学は、前条に規定する目的の達成に向けて、共同研究、産官学連携事業、人材育成、情報交換、情報発信等にかかわる連携・協力を積極的に行うため、必要な事項を協議・決定し、これらの円滑な実施に努めるものとする。

（連携・協力事項）

第 3 条 両大学は、次のとおり、連携・協力事業を実施する。

- (1) 両大学の研究者による共同研究とその成果を信州地域へ還元するための事業
- (2) 信州地域において実施する人材育成事業及び研究開発事業に対する支援

（連携協議会等）

第 4 条 両大学は、相互に密接な連携・協力を保ち、本協定を円滑かつ積極的に推進するため、両大学の代表者によって構成される連携協議会を設置する。

- 2 連携協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 連携協議会を円滑に運営するため、両大学それぞれに事務局を置く。
- 4 連携協議会の構成員、運営等について必要な事項は、両大学が協議の上、定めるものとする。

（実施内容）

第 5 条 第 3 条に掲げる連携・協力事業の実施内容については、連携協議会において協議し、信州地域の発展及び地域のニーズに応えるものとする。

- 2 各事業の具体的な推進に当たっては、本協定の目的を達成するため、できる限り、実質的な連携が実現するよう努力するものとする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間終了前に、その期間の連携・協力内容の評価を行い、両大学の合意により更新することができるものとする。

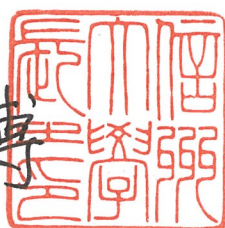
- 2 本協定は、前項の期間が終了したとき又は両大学双方若しくは一方が解約を申し出て、協議の上、合意が得られたときのいずれかにより終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、両大学が署名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

信 州 大 学 長

濱田 州博



明 治 大 学 長

大 六 野 耕 作

